

NPO法人

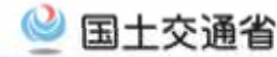
かながわ福祉移動サービスネットワーク



- 神奈川県内の福祉有償運送団体を中心に約100団体がネットワークしている中間支援組織。
- 2020年の主な事業
 - ・ 利用相談・団体支援（申請や制度についての助言等）
 - ・ 国交大臣認定講習の定期開催
 - ・ 団体向けの学習会開催
 - ・ 自治体への働きかけ（総合事業取り組みにつなげるための要望書や、コロナ対策への活動支援要望書提出）
 - ・ 自治体との連携事業（住民活動の創出、活動支援）
 - ・ 特別支援学校の通学支援事業の受託窓口
 - ・ 車いすの車両乗車時の安全に関する研究会
 - ・ 地域のたすけあい交通づくりの支援・研修開催
 - ・ 交通事業者との連携

課題と感じていること

R2改正⑥福祉有償運送の旅客の区分の明確化



・福祉有償運送の旅客の範囲の区分について、「基本チェックリスト該当者」が対象となること等を省令において明確化

(改正前)

- イ. 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者
- ロ. 介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者
- ハ. 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者
- ニ. その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他障害を有する者

(改正後)

- イ. 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者
- ロ. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する**精神障害者**
- ハ. 障害者の雇用の促進等に関する法律第二条第四号に規定する**知的障害者**
- ニ. 介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者
- ホ. 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者
- ヘ. 介護保険法施行規則第四百十条の六十二の四第二号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者 (**基本チェックリスト該当者**)
- ト. その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他障害を有する者

■区分の拡大 改正前

↓
軽微な変更(30日以内の報告)

改正後

↓
変更登録 (事前に運営協議会で協議が調う→支局に申請→承認)

■運営協議会の開催
通常のカ開催頻度：年2回程度

協議事項が発生した場合

↓
開催の要請→日程調整→開催→協議事項の協議と承認